

UC-Chambers事業所カード会員特約

第1条(法人会員およびカード使用者)

- 1.各地商工会議所または日本商工会議所(以下「会議所」と称します。)を通じ、会員規約に定めるクレジットカード会社(以下「当社」と称します。)に対し、本特約と会員規約を承認のうえ、当社が発行するUC-Chambersカード(以下「カード」と称します。)の利用をお申し込みいただき、当社がカード利用を承諾した法人を法人会員とします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。
- 2.法人会員に所属する役職員で、法人会員が代理人として指定し当社が適当と認めた方をカード使用者とします。
- 3.法人会員およびカード使用者は、当社との連絡のため一の管理責任者を指定し、所定の方法により当社に届けるものとし、カードおよび郵便物の送付、ならびに当社よりの連絡・通知等は管理責任者およびカード使用者に行うことによって法人会員に行ったものとします。

第2条(会員規約との優先関係)

本特約と会員規約が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第3条(特約の変更)

- 1.当社は、次の各号に該当する場合には、本特約の変更の効力発生日を定め、本特約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期をUCカードホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で法人会員及びカード使用者に周知した上で、本特約を変更することができるものとします。なお、(ロ)に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめホームページへの掲載等を行うものとします。
 - (イ) 変更の内容が法人会員及びカード使用者の一般の利益に適合するとき。
 - (ロ) 変更の内容が本特約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき
- 2.当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をUCカードホームページにおいて告知する方法又は管理責任者に通知する方法その他当社所定の方法により法人会員及びカード使用者にその内容を周知した上で、本特約を変更することができるものとします。この場合には、法人会員及びカード使用者は、当該通知等の後に本特約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本特約が変更されるものとします。

事業所会員特約

第1条(変更)

個人事業主の方がお申し込みの場合は、本特約が適用され「UC-Chambers事業所カード会員特約」が下記のように変更されます。

(変更内容)

第1条(入会申し込みおよび事業所会員)

- 1.会員規約に定めるクレジットカード会社(以下「当社」と称します。)に対し、本特約と会員規約を承認のうえ、会員の区分を指定して当社が発行するUC-Chambersカード(以下「カード」と称します。)の利用をお申し込みいただき、当社がカード利用を承諾した個人事業主を事業所会員といたします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。
- 2.会員規約の各条項内の法人は個人事業主に、法人会員は事業所会員に読みかえるものとします。

第2条(特約の変更)

UC-Chambers事業所カード会員特約第3条(特約の変更)の規定は、本特約の変更について準用します。

事業所カード ゴールド会員特約

第1条(変更)

ゴールドカード(マスターゴールドカード、VISAゴールドカード)の方は、下記の特約が適用され、「UC-Chambers事業所カード会員特約」のうち、第1条の第2項が下記のように変更されます。

(変更内容)

第1条(法人会員およびカード使用者)

- 2.法人会員に所属する役員で、法人会員が代理人として指定し、当社が適用と認めた方をカード使用者とします。

第2条(特約の変更)

UC-Chambers事業所カード会員特約第3条(特約の変更)の規定は、本特約の変更について準用します。

以上